

土木工事積算基準に関する改定(積算基礎)

地方自治法 第234条の3（都道府県・市町村）

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、**予定価格の制限の範囲内**で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

ただし、支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

会計法 第29条の6（国）および 予定価格の目的

契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、**予定価格の制限の範囲内**で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

① 予定価格の意義・目的：

国および地方公共団体の契約においては、落札者決定の基準および契約上限額として「予定価格」を適正に設定することが法律上義務付けられています。

📖 予算決算及び会計令 第80条（国）

（予定価格の決定方法）

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、**取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。**

※ 地方自治体（都道府県・市町村）では、各自治体の財務規則等で具体的に規定されています。

📖 徳島県契約事務規則 第20条（徳島県）

（予定価格の決定の基準）

第二十条 予定価格は、次の各号に掲げる価額によつて定めなければならない。

一 物価統制令に規定する統制額のある場合は、当該統制額をこえない価額

二 統制額のない場合は、**契約担当者が適正と認め決定した価額**

2 予定価格を定める場合においては、**取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮**しなければならない。

🔗 徳島県例規集：https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00000278.html

☞ 実例価格の算出原則 & 歩掛の位置付け

【算出原則】

実例価格として、積算では、**標準的な企業による、標準的な施工を前提**とし、資材や労務費等については、**標準的な取引の実例価格での請負工事費を算定すること**を基本としています。

⚠ 歩掛の位置付け（重要）

標準歩掛は、あくまでも標準的な施工を想定した、予定価格を算出するためのツールであって、実際の施工における工法や機械を規定するものではありません。

☑ 土木工事標準歩掛の留意事項 (1)

土木工事標準歩掛は、我が国で行われる土木工事に広く使用される工法について、「**施工合理化調査（施工実態調査）**」をもとに設定されています。

【規格・所要量の設定要素】

- 標準的な施工が行われた場合の労務
- 工事に必要な材料の規格・所要量
- 使用する機械等の規格・所要量（工種別設定）

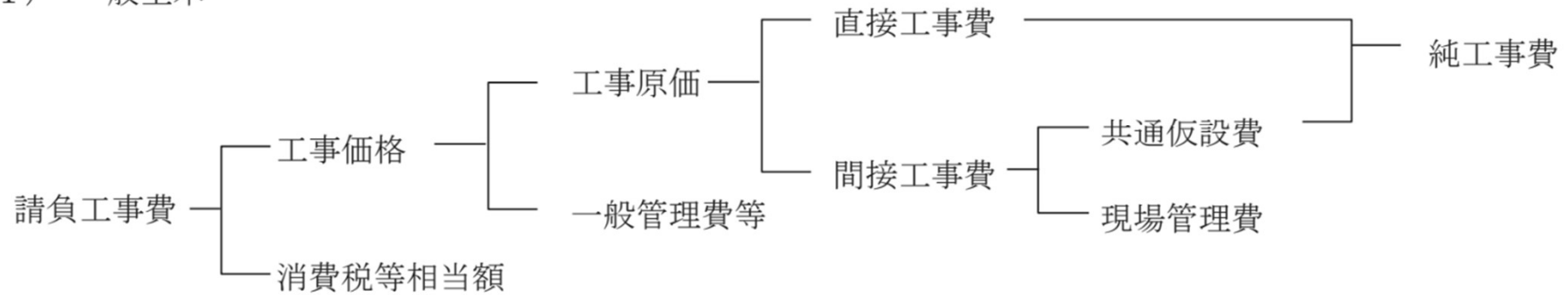
????????

請負工事費の構成

1 工事費の基本構成

1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木



直接工事費の構成

①施工パッケージ型積算

目的物について、積算条件毎に設定された「標準単価」を選び積算単価を算出

②積上積算方式

工種毎に機労材単価を積み上げる。らに各工種の必要量を計上する。

【踏掛版の例】

施工パッケージと積上

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	積算単位	総括単位
舗装	踏掛版工	踏掛版工	コンクリート	m3	m3
			型枠	m2	式
			鉄筋	t	m2
			縦目地	m	m2
			横目地	m	m2
			ゴム支承	m2	m2
			呂地板	m2	m2

施工パッケージ化

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	積算単位	総括単位
舗装	踏掛版工	踏掛版工	踏掛版	m3	m3

踏掛版は、複数工種を
組合せた施工パッケージ
のため、細別数が
7⇒1に減少

(施工パッケージ型積算)

標準単価、補正式等を
ホームページで公表。
これらを用い、各地区・
時期の積算単価を算出
することが可能。

建設機械等損料表

建設物価

積算資料

《補正式（イメージ）》

R7.5 大阪 積算単価

$$= \text{R6.4東京標準単価} \times \left(K \times \frac{\text{R7.5大阪機械単価}}{\text{R6.4東京機械単価}} + R \times \frac{\text{R7.5大阪労務単価}}{\text{R6.4東京労務単価}} + Z \times \frac{\text{R7.5大阪材料単価}}{\text{R6.4東京材料単価}} \right)$$

K: 標準単価に占める機械費の構成割合
R: 標準単価に占める労務費の構成割合
Z: 標準単価に占める材料費の構成割合

国総研HPで公表

- 施工パッケージ型積算方式標準単価表
- 熊本地震の被災地(熊本県)で適用する
施工パッケージ型積算方式標準単価表



直接工事費の構成

③市場単価・標準単価方式

歩掛を用いず、施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接積算に用いる方法

労務費単価（公共工事設計労務単価）の構成と留意事項

徳島県土木工事設計労務単価の構成（図-1）



労務単価に含まれない賃金・手当・経費

- ・割増賃金: 時間外、休日及び深夜の労働に対する手当
- ・特殊作業手当: 通常の作業条件・内容を超えた労働に対する手当
- ・諸経費: 現場管理費（法定福利費事業主負担分、研修訓練費等）および一般管理費等

※例：交通誘導警備員A・B単価には警備会社必要諸経費は不含

積算実務上の重要留意事項

本単価に含まれる賃金の範囲は構成要素（①～④）のとおりであり、割増賃金や諸経費等の含まれない要素については、積算上「現場管理費等」に別途計上されています。

※公共工事の工事費積算に正しく適用するため、賃金範囲と他費目との切り分けに十分留意して運用する必要があります。

【参考】公共事業労務費調査と対象51職種

公共事業労務費調査

次年度の労務単価を決定するための賃金実態調査です。対象工事となった場合、受注者は調査票等の正確な提出や、賃金台帳の調製・保存など必要な協力をしなければなりません。

対象となる51職種

普通作業員、とび工、鉄筋工、運転手、交通誘導警備員など、建設現場で主に従事する51の職種ごとに、実態に即した単価が都道府県別に細かく設定されています。

材料単価について

積算・設計基準

(1) 単価の適用に関する基本原則

積算時点における最新の「土木工事実施設計単価表」、「物価資料」（建設物価、積算資料等）、「市場単価・標準単価」（土木コスト情報等）を採用する。

※システムで適用年月を変更した場合は「一括再計算」を実行すること。

目 (2)-1) 土木工事実施設計単価表（最優先適用）

資材区分	設定内容	物価資料掲載状況
主要資材	地区別単価設定資材（生コン、アスファルト合材等）	掲載資材
		未掲載資材
一般資材	徳島県統一単価設定資材	掲載資材
		未掲載資材
市場単価・標準単価		-

単価表によらない場合の決定順

2) 物価資料による場合

- ▶ 「建設物価」と「積算資料」の平均を原則とする。
(市場・標準単価は「土木コスト情報」等を使用)

3)-① 特別調査による場合

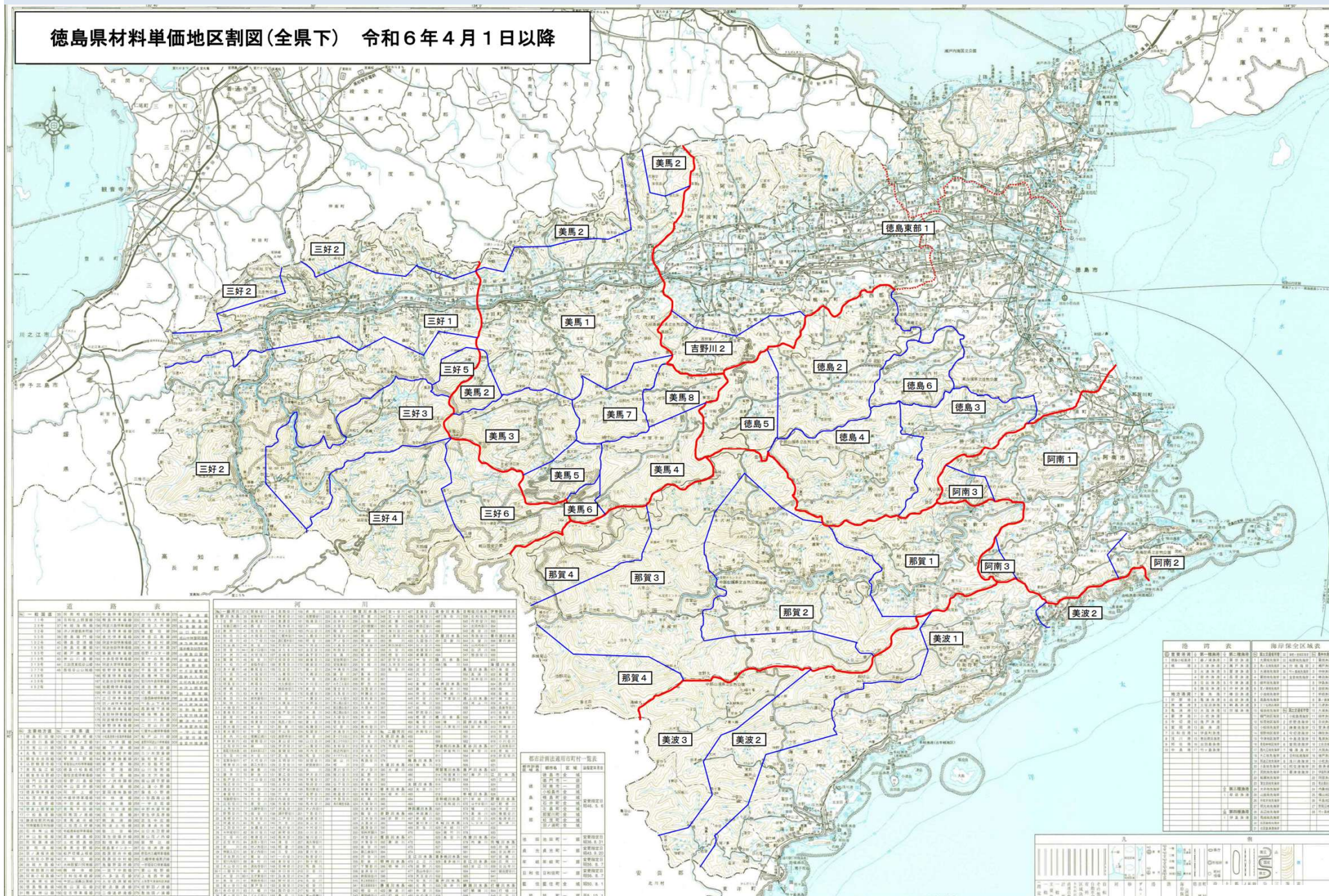
- ▶ 調査会等による特別調査を実施。

3)-② 見積価格による場合

- ▶ 条件：調達価格**500万円未満** + 1資材**100万円未満**

単価地区について

徳島県材料単価地区割図(全県下) 令和6年4月1日以降



共通仮設費について

- ・工種区分、工事規模(工事費)によって係数が異なる。
- ・施工地域による補正もある。

工種区分 工事工種体系の分類

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮橋梁、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、面(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗装工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗装工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
PC橋工事	PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)

工種区分

工事名にとらわれることなく、
工事の内容によって選定

2種以上の工種からなる工事
「主たる工種」の工種区分を選定

「主たる工種」
直接工事費等の金額が大きい方

共通仮設費について2

工種区分

工種区分	対象額 適用区分	600万円 以 下			600万円を超え10億円 以 下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(3)の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記によ る		下記の 率 とする		
			A	b			
河 川 工 事		12.53	238.6	-0.1888	4.77		
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45		
海 岸 工 事		13.08	407.9	-0.2204	4.24		
道 路 改 良 工 事		12.78	57.0	-0.0958	7.83		
鋼 橋 架 設 工 事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06		
P C 橋 工 事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05		
舗 装 工 事		17.09	435.1	-0.2074	5.92		
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49		
公 園 工 事		10.80	48.0	-0.0956	6.62		
電 線 共 同 溝 工 事		9.96	40.0	-0.0891	6.31		
情 報 ボ ッ ク ス 工 事		18.93	494.9	-0.2091	6.50		
下 水 道 (4) 工 事		10.24	330.0	-0.2225	3.28		

算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

$A \cdot b$: 変数値

単純な工事は低め、橋梁工事など複雑な工事は高めに設定

共通仮設費について3

施工地域による補正

表－２ 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（１）	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
大都市（２）	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事 （１）、（２）、（４）	※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事（１）、（２）、（４）を対象とする。		
市街地（DID補正） （１）－１	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り （１）－１	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り （２）－１	電線共同溝工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（DID補正） （１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	4

一般交通影響有り （１）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	5
一般交通影響有り （２）－２	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	6
市街地（DID補正） （１）－３	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	7
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	8

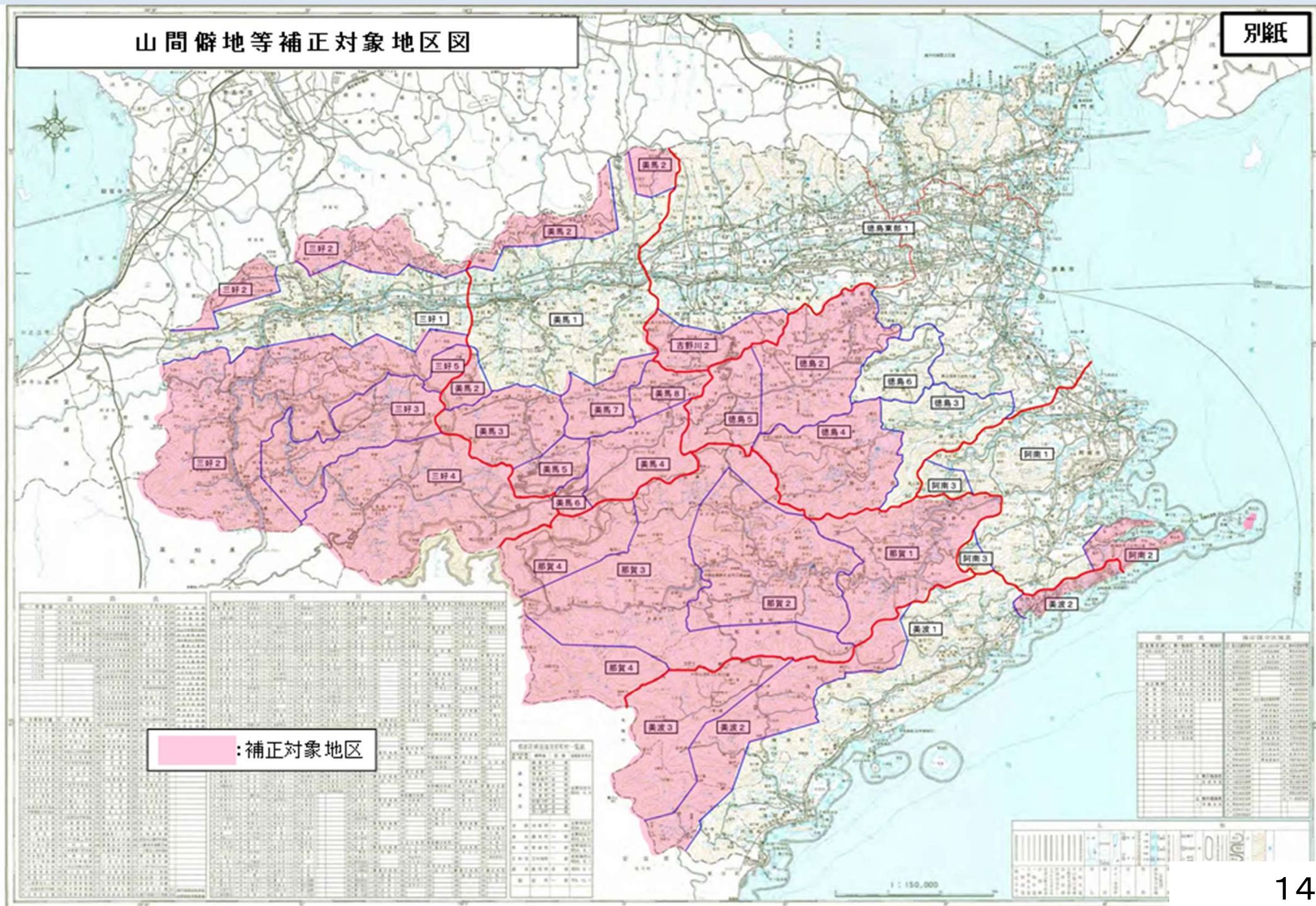
※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）１．市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

２．適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

共通仮設費について4



1-1-1-18 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工事しゅん工後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工事しゅん工後においても同様とする。

4. 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工事しゅん工後においても同様とする。

労務費

諸経費

歩掛